

PFI事業の現況等について

第12回PFI推進委員会資料

. PFIの現況

分野別実施方針公表件数

括弧内はサービスの提供が開始されている事業件数

資料を基に内閣府PFI推進室が作成した。
(以下特に出典の引用のないものは同様)

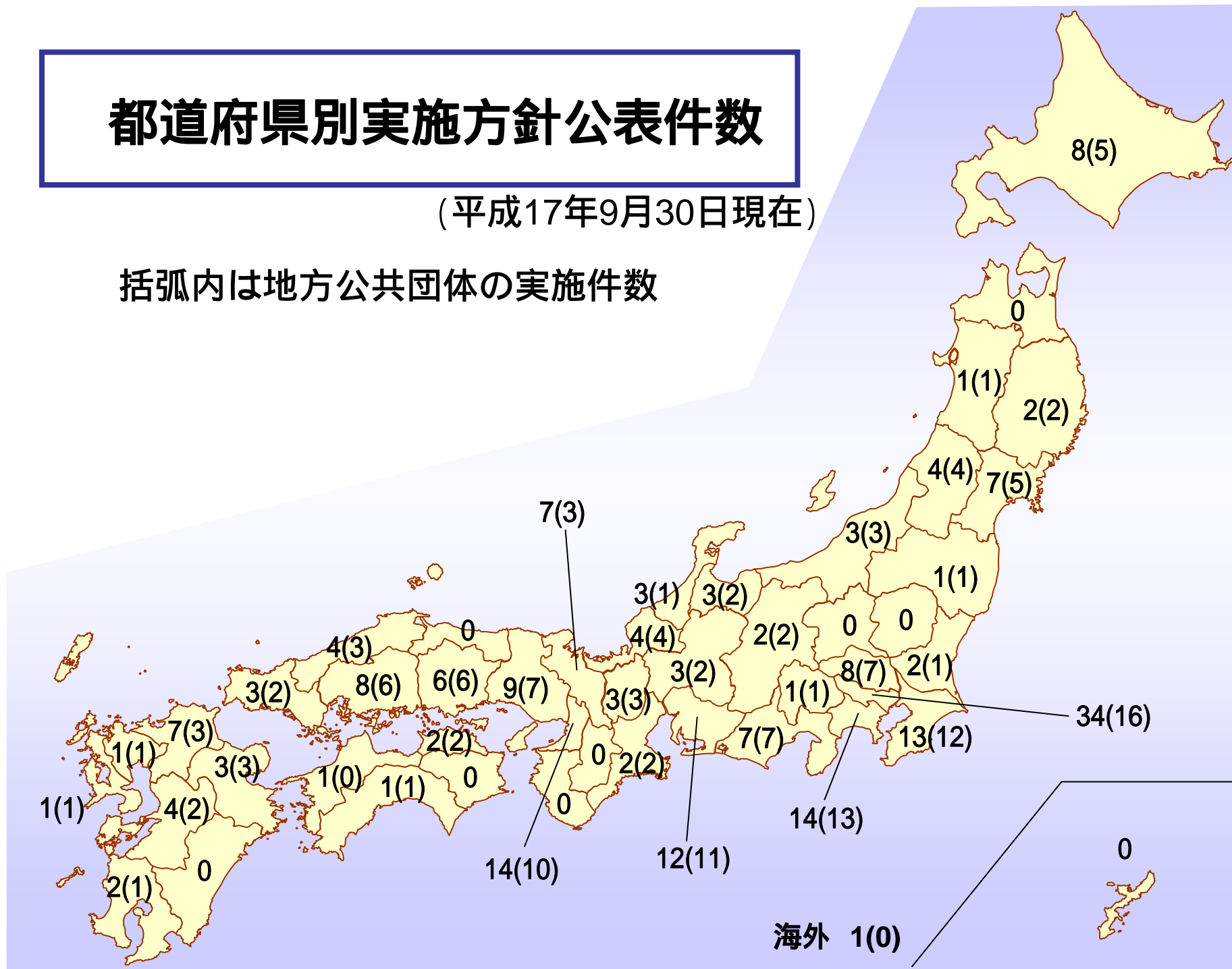
(平成17年9月30日現在)

分野	事業主体別			合計
	国	地方公共団体	その他	
教育と文化（文教施設、文化施設 等）	1	40 (11)	26 (10)	67 (21)
生活と福祉（福祉施設 等）	0	12 (5)	0	12 (5)
健康と環境（医療施設、廃棄物処理施設、斎場 等）	0	37 (15)	0	37 (15)
産業（商業振興施設、農業振興施設 等）	0	10 (6)	0	10 (6)
まちづくり（道路、公園、下水道施設、港湾施設 等）	5	23 (10)	0	28 (10)
安心（警察施設、消防施設、行刑施設 等）	3	6	0	9
庁舎と宿舎（事務庁舎、公務員宿舎 等）	19 (1)	4 (1)	1	24 (2)
その他（複合施設 等）	0	24 (9)	0	24 (9)
合計	28 (1)	156 (57)	27 (10)	211 (68)

都道府県別実施方針公表件数

(平成17年9月30日現在)

括弧内は地方公共団体の実施件数



PFIの事業分野の拡大

PFIの事業分野は平成11年度には2分野にとどまっていたものが、平成17年度には53分野に及んでいる。ここ数年で増加した事業分野の一例をあげると以下のとおりである。

刑務所

- ・美祢社会復帰促進センター整備・運営事業(平成15年度)
- ・島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業(平成17年度)

大使館

- ・在エジプト日本国大使館新事務所整備等事業(平成15年度)

道の駅

- ・(仮称)「道の駅ようか」整備事業(平成16年度)

空港

- ・東京国際空港国際線地区旅客ターミナルビル等整備・運営事業等(平成17年度)

各事業の年度は実施方針の公表年度である

支援措置の拡充

< 税制特例措置 >

従来(平成12年度～平成16年度要望の結果による措置)

・**分野別**の特例措置

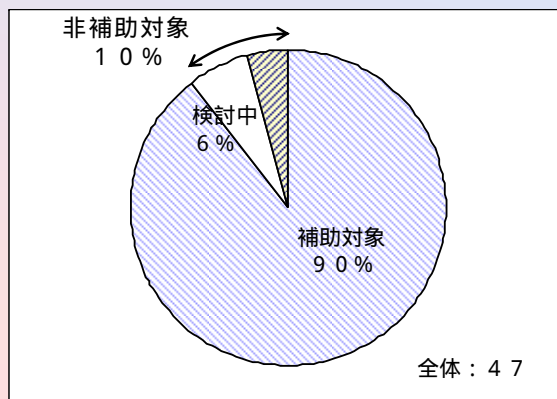
コンテナ荷さばき施設、 一般廃棄物処理施設、 国立大学法人の校舎

今年度(平成17年度要望の結果による措置)

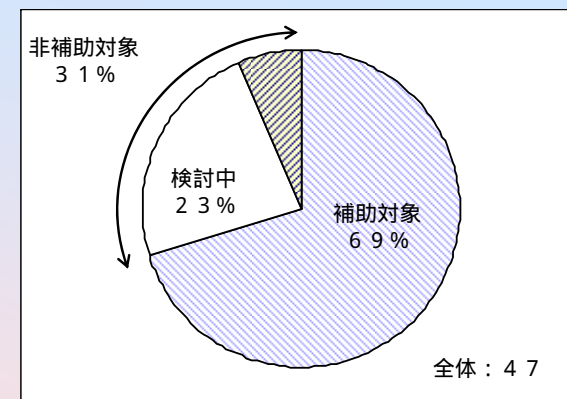
・**分野横断的**な特例措置(公共代替性が強く民間競争のおそれのないもの)

< 補助金のイコールフットイング >

BTO



BOT

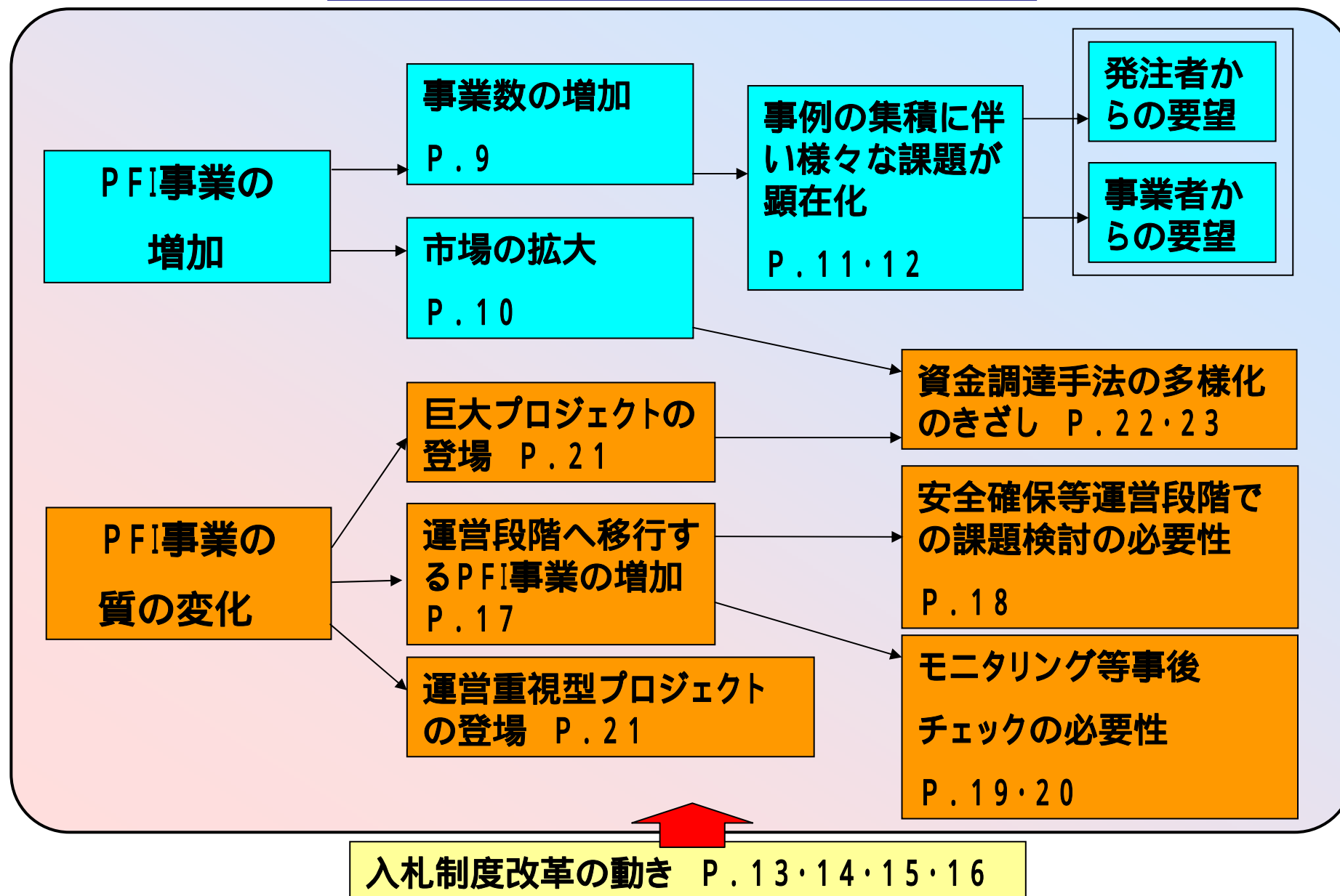


平成17年3月

出典 内閣府PFI推進室調査

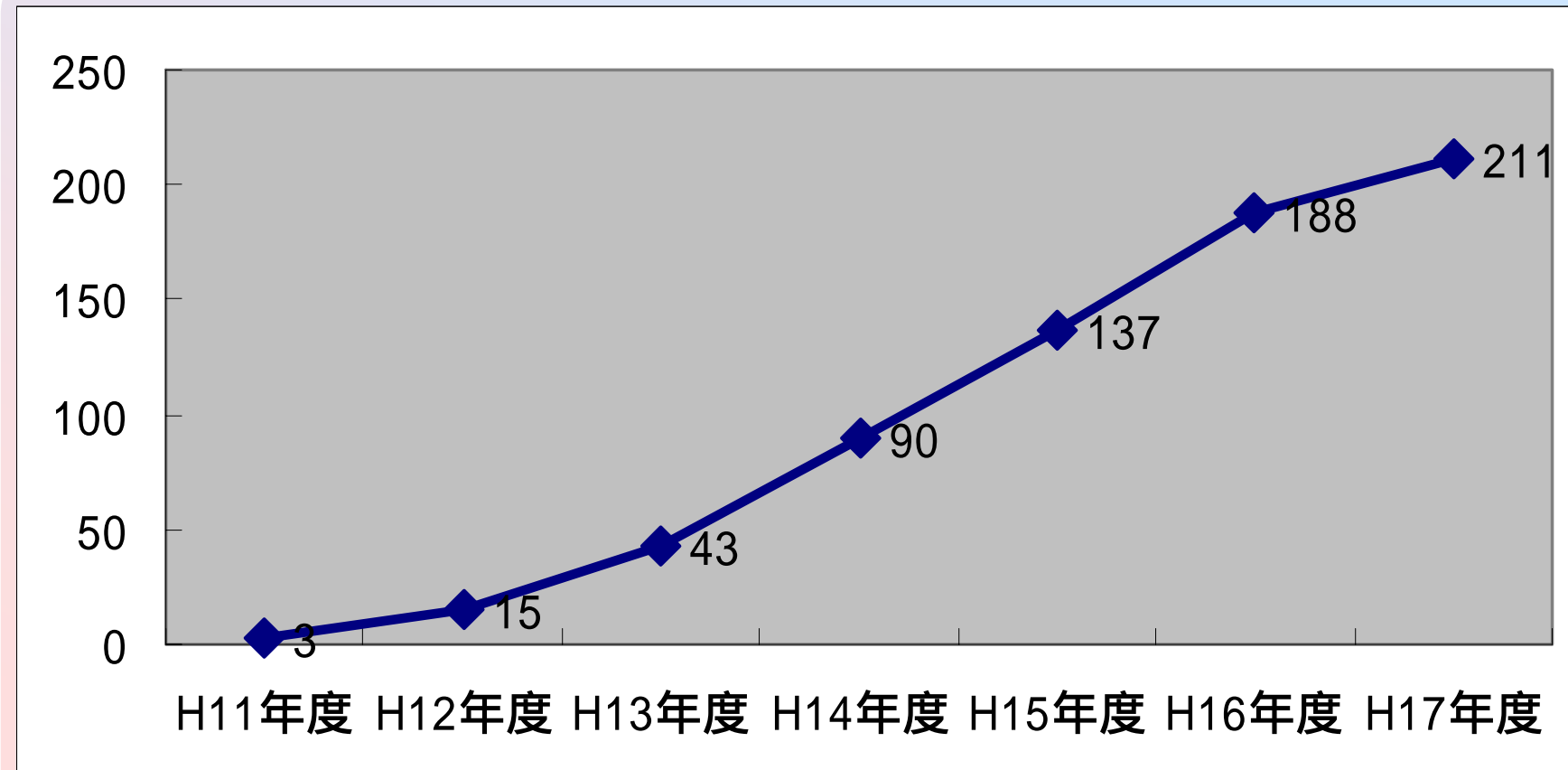
. PFIをめぐる最近の動き

. PFIをめぐる最近の動き



プロジェクト数の増加

実施方針公表年度別累計

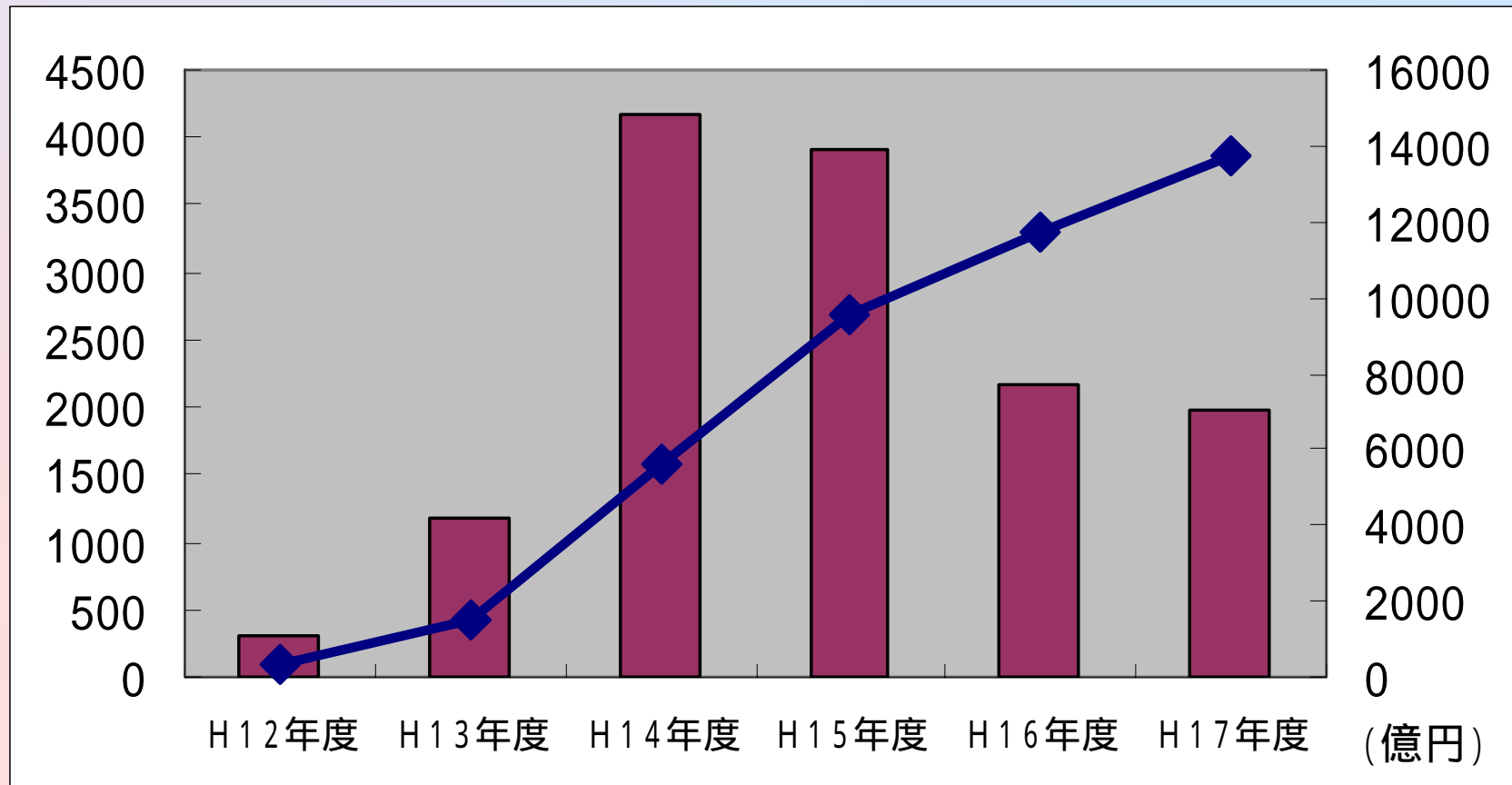


(平成17年9月30日現在)

事業費ベースの市場の拡大

公共負担額の推移

契約年度別、右軸・折線は累計



(平成17年度は、9月末までの額)

事業主体から公表された、落札金額、提案価格又は契約金額を計上したものであるため、一部で現在価値化されていない金額が含まれている可能性がある。

事例の集積に伴い様々な課題の顕在化

- **事業実施主体(発注者)からの要望**
 - － 地方公共団体におけるVFM算定の実態調査
 - ガイドラインの理念とVFMの算定の実態の乖離が存在
 - VFM算定の手続きにばらつきが存在
 - より実務的な資料の提供に関する要望
- **経済界(事業者)からの要望**
 - － 日本経団連からのガイドライン改訂要望
 - 多段階選抜・入札前協議の検討
 - 評価の透明性の確保
 - PSC・VFMの公表
 - 指名停止措置の取り扱いの明示
 - 事業期間中の契約見直しの明示 等

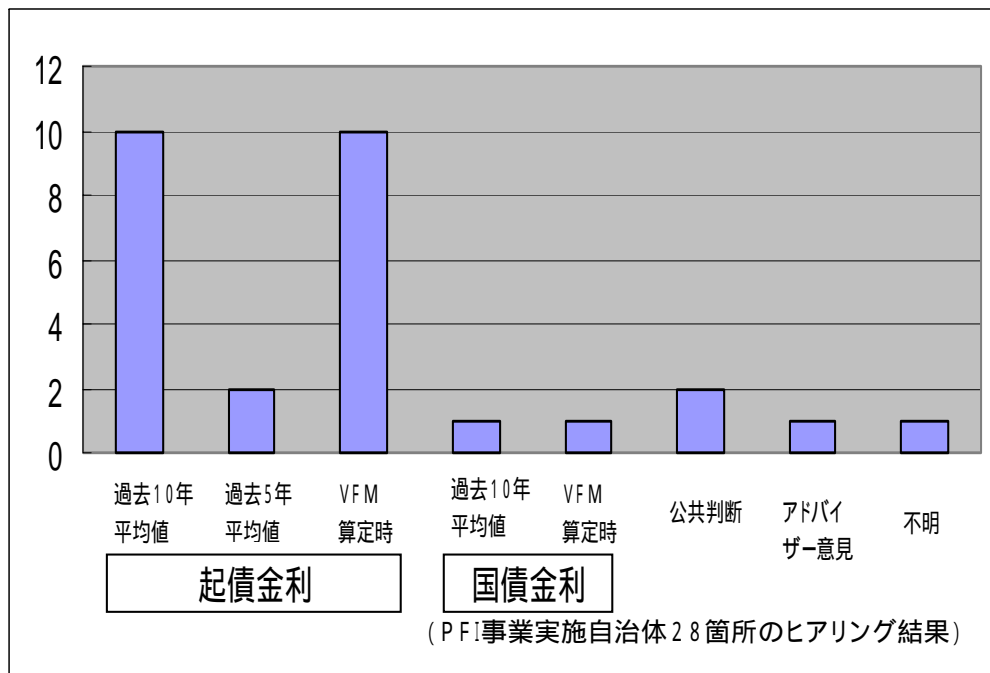
事例の集積に伴う様々な課題の例

PFI法施行後5年超が経過し、事例が集積する中、PSC、LCC等のコストを算定するにあたり、その算定根拠が発注者によってまちまちとなるケースがある。また、割引率、リスク負担等、従来なじみのない概念を使用していることから、発注者の取り扱いにバラつきがみられる。

- 具体的な事例(内閣府PFI推進室委託調査による) -

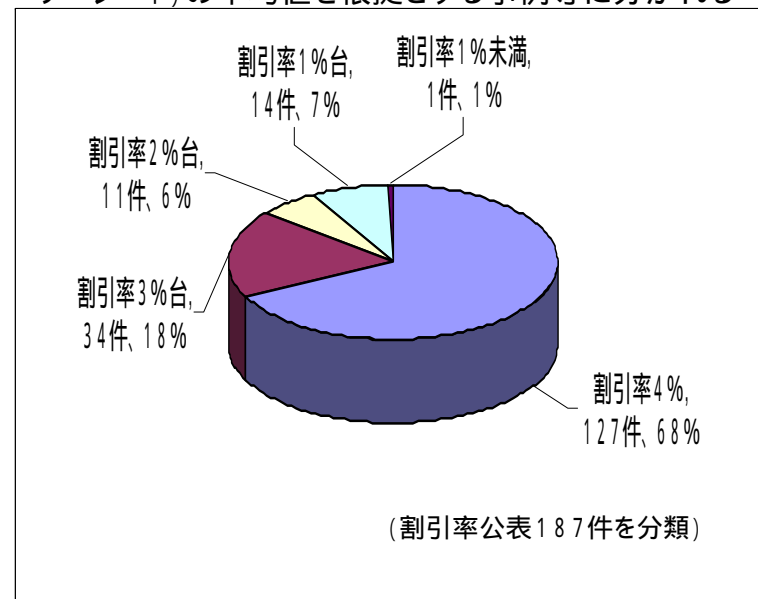
< 起債金利算定の根拠 >

過去の平均値とVFM算定時の値を使用するものに大別される。



< 割引率 >

4%とするものが過半。国土交通省の「社会資本整備に係わる費用対効果分析に関する統一的運用指針」を根拠とする事例と過去の国債金利(リスクフリーレート)の平均値を根拠とする事例等に分かれる



< 間接費用 > 必要な経費をLCCに含めていないケースが見受けられる。(金融手数料等)

入札契約制度改革の動き

「公共工事の品質確保に関する法律」の概要

公共工事の品質確保に関する基本理念及び発注者の責務の明確化

公共工事は、物品調達とは基本的に異なり、その品質は目的物が使用されて初めて確認できるものであること、受注者の技術的能力によって品質が左右されること等を踏まえ、公共工事の品質確保に関する基本理念を定め、発注者の責務を明確化する諸規定を整備

- ・基本理念として、公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならないこと等を規定
- ・発注者の責務として、発注関係事務を適切に実施しなければならないこと、必要な職員の配置に努めなければならないこと等を規定

「価格競争」から「価格と品質で総合的に優れた調達」への転換

『価格競争』から『価格と品質で総合的に優れた調達』への転換を図り、公共工事の品質確保を促進するための諸規定を整備

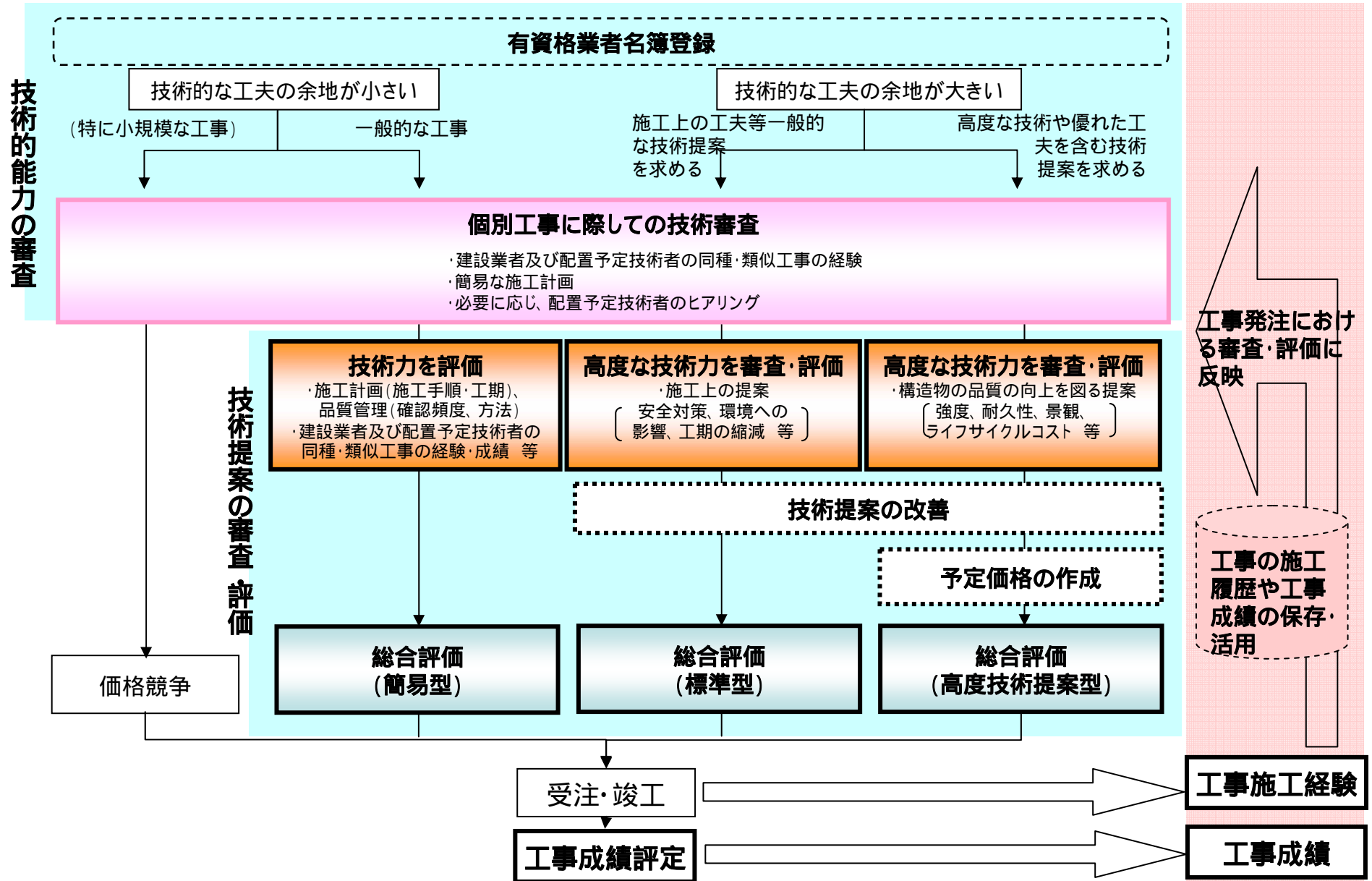
- ・発注者は、競争参加者の技術的能力を審査しなければならないことを規定
- ・発注者は、技術提案を求めるよう努め、中立・公正な審査・評価のための必要な措置を講じて、これを適切に審査・評価しなければならないことを規定
- ・発注者は、技術提案について改善を求め、又は改善を提案する機会を与えること(技術的対話)ができること、技術提案の審査後に予定価格の作成が可能であることを規定

発注者をサポートする仕組みの明確化

発注者は、基本理念にのっとり発注者の責務を遂行することが必要であるものの、一部には体制が脆弱な発注者も存在することから、これらの発注者をサポートするための諸規定を整備

- ・発注者は、発注関係事務を行うことができる者の能力の活用に努めなければならないこと等を規定
- ・この場合、発注者は、発注関係事務を公正に行うことができる条件(発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること等)を備えた者を選定することを規定

公共工事における技術力の評価・活用



個別工事に際しての技術審査: 建設業者の施工能力の確認を行う。

技術力を審査・評価: 技術提案の実現性等を確認(審査)した上で、技術提案の点数付け(評価)を行う。

技術提案: 一般的な工事においては、簡易な施工計画、品質管理等についての提案を求める。

技術的な工夫の余地が大きい場合は、上記に加え、施工上の提案、工事目的物の品質の向上に関する高度な提案を求める。

総合評価: 技術提案の評価結果に基づき、価格と総合的に評価を行う。

入札契約制度改革の動き 競争的対話方式 (Competitive Dialogue)

- EUにおける競争的対話方式の導入
 - 2004.4.30 EU公共調達指令において、競争的対話方式の導入が決定された。
 - 特別に複雑で、一般競争入札などに適さない調達
 - 各国は2006.1末までに法制化の義務
 - フランスでは、EU指令を先取って2004.1に公共調達法典を改正した。

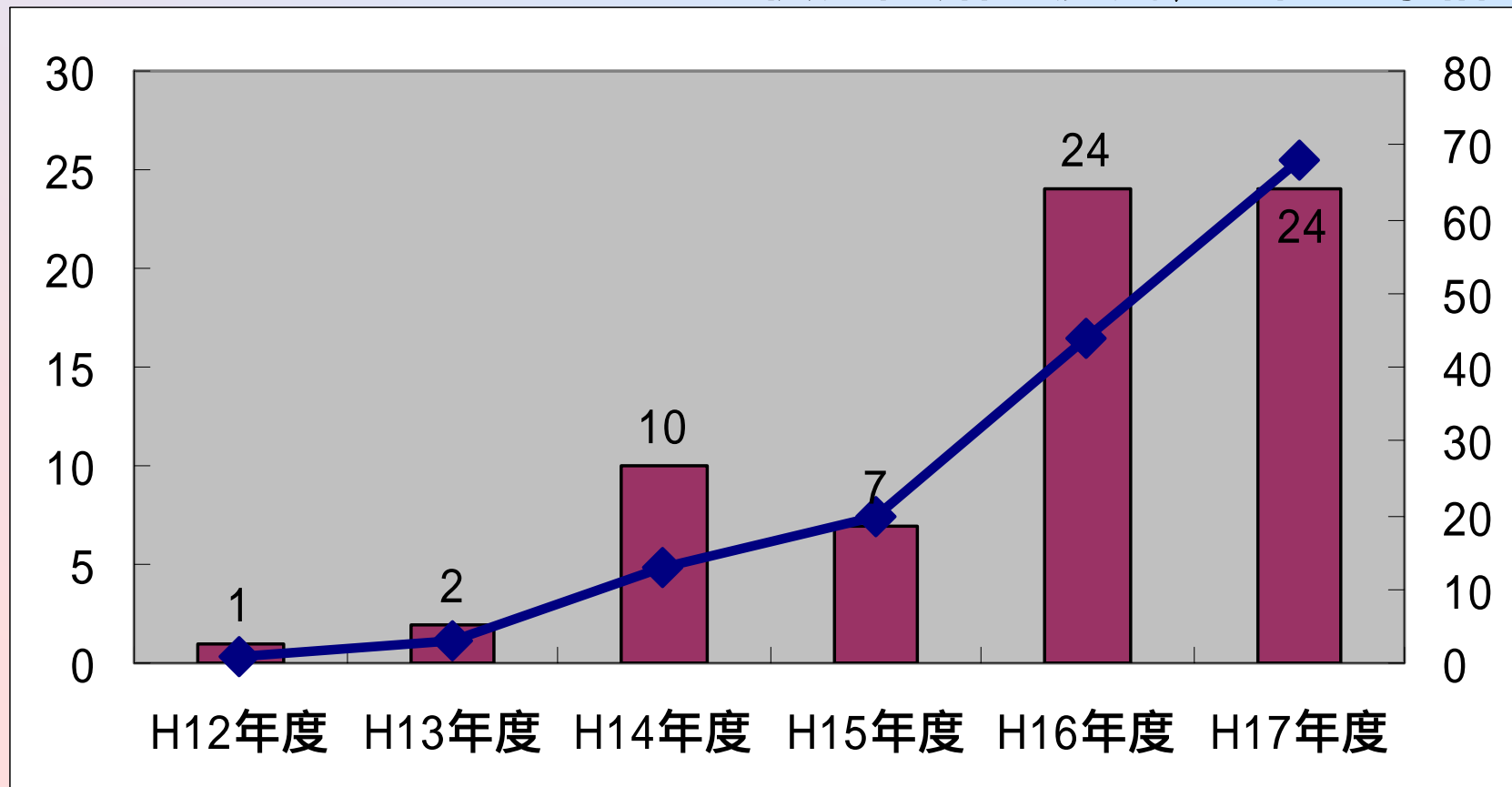
入札契約制度改革の動き 競争的対話方式 (Competitive Dialogue)

- 従来の一般競争入札、選択的競争入札、随意契約に次ぐ第4の契約形態。
- 発注者は候補者との間で契約に関わるあらゆる事項を交渉することができる。
- 発注者は要求を満足する解決策を見つけるまで交渉を行える。
- 交渉終了の後、各候補者は最終提案を提出する。
- 交渉を通じて、発注者は全ての業者に対して公平な取り扱いをする。
 - ある候補者の提案を許可無く他者に漏らしてはならない
 - 落札者選定手順の事前公表
 - 競争性を損なうような手順変更の禁止
- 発注者は入札にかかる費用を候補者に支払うことができる。

運営段階に移行するPFI事業の増加

(1) 運営段階に移行したプロジェクトの増加

供用開始年度別、右軸は累計



(平成17年9月30日現在)

運営段階に移行したPFI事業の増加

(2) 安全の確保等の諸課題に対する対応について

運営段階へ移行する事業が増加する中、運営の際に顕在化する安全性の確保等の諸課題について検討する必要がある。

事業Aの場合

平成17年8月16日の宮城県沖地震により、運営中の屋内プールの天井が落下し、けが人が出る事件が発生

(PFIに起因するものではなく、斜め振れ止めの未設置等が原因であったとされている。)

運営段階に移行するPFI事業の増加

(3) モニタリングについて

金融機関の役割

・PFI事業のための資金調達方法として、プロジェクト・ファイナンス等新たな手法を取り入れることにより、金融環境が整備されるとともに、新しいファイナンス・マーケットの創設につながる（基本方針より）

プロジェクト・ファイナンスがPFI事業の資金調達の中心となる

プロジェクトファイナンス形態をとるメリット

公共サイド

- ・金融機関によるアレンジメント、モニタリング機能の発現に期待
- ・長期事業継続の安定性向上 等

事業者サイド

- ・多種多様なリスクを特定の者が全面に抱える負担を回避 等

金融機関

- ・事業リスクの個別精査によってリスクに応じた合理的な融資条件設定

< 金融機関の役割 >

事業者の

**事業遂行能力に対する
事前の審査**

**継続中の事業に対する
モニタリング**

経営悪化時の事業介入による立て直し

等の効果が期待される。

2. 運営段階に移行するPFI事業の増加

(3) モニタリングについて

タラソ福岡のケース

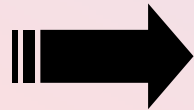
(福岡市PFI事業推進委員会によるタラソ福岡の経営破綻に関する調査検討報告書より抜粋)

【タラソ福岡経営破綻で浮かび上がった問題点】

公共サイド・・・ 民間事業者の提案に対するチェック不足、サービス水準の維持のみ認識し財務面で事業継続が困難になる危険性を認識不足、経営悪化時に想定される諸々の方策を検討不足 等

民間事業者サイド・・・ 楽観的な需要予測等に代表されるリスクへの不十分な備え、事業者が過大なリスクをとる可能性があることについての認識の欠如 等

融資者サイド(金融機関)・・・ プロジェクトファイナンスにおいて融資者が果たすべき役割(事業者の信用力の審査等)が機能する前提の欠如 等



プレイヤー相互がPFI事業の本質を正しく理解し、PFI事業におけるそれぞれの役割を適切に果たすことが必要である

例えば、上記の数ある要因から一例を示すと

福岡市の施設買取条項等により、金融団は「福岡市による本施設の買取り価格の金額で回収可能な範囲」でしか融資を行わなかった



施設買い取り条項の持つ意味について、福岡市、民間事業者、融資者の理解が不十分であったことから、融資者が実質リスクフリーとなってしまう

タラソ福岡においてPFI事業者が経営破綻し事業が中断したことは、管理者である福岡市をはじめとする**関係者がPFI事業を行うにあたって重要となる適切なリスクマネジメントを欠いたことが原因**である

運営重視型PFI事業の取り組み

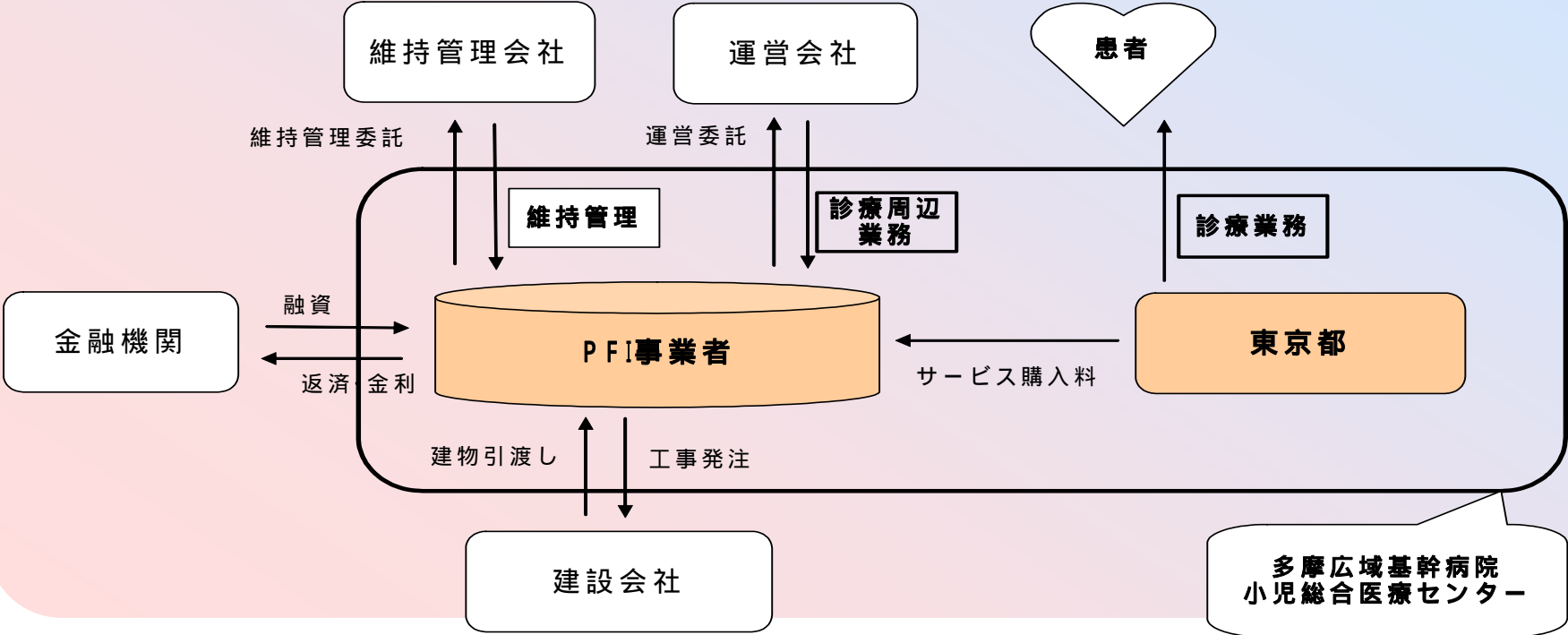
【多摩広域基幹病院(仮称)及び小児総合医療センター(仮称)整備等事業]
(BTO方式)

(事業内容)

多摩広域基幹病院及び小児総合医療センターの整備

- ・「診療業務」は東京都が直営で実施
- ・病院施設及び附帯施設の設計、建設、維持管理業務及び「診療周辺業務」等を事業者が実施(15年)

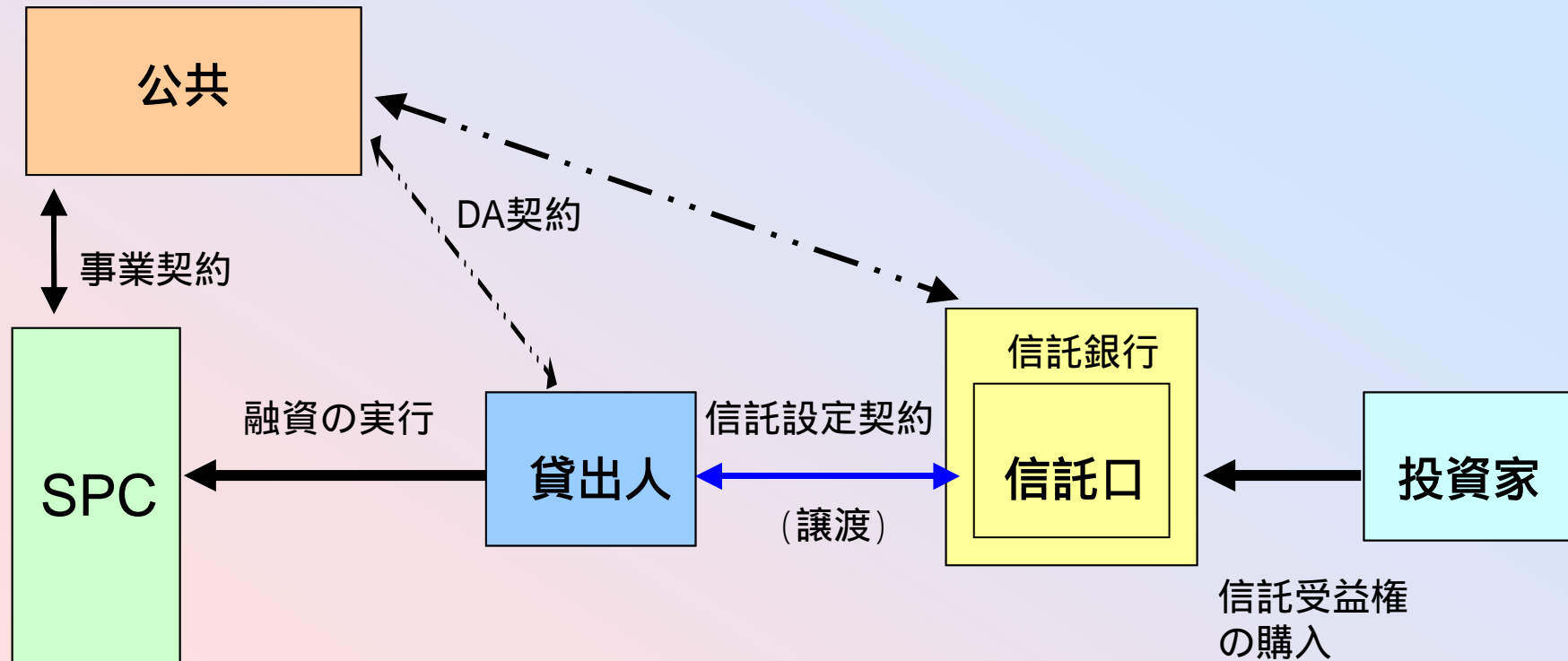
東京都と民間の明確な役割分担によるサービス水準の向上



資金調達について

資金調達手法の多様化

< 例：信託受益権を使った資金調達 >



PFI初の信託受益権を組成(大阪府警察寝屋川待機宿舍建替整備等事業)

融資債権を転売しやすくしてリスクを抑え、機関投資家がPFIへ投資しやすくなる効果を見込む。

3. 資金調達について < 公共の資金調達 > 多摩広域基幹病院(仮称)及び小児総合医療 センター(仮称)整備等事業(東京都)

サービス購入費の支払方法

A: 医療サービス提供環境を準備するサービスの対価

施設整備費等、医療器械等

平成18年度～平成21年度に支払う(建設期間中に支払う)

B: 運営期間中のサービスの対価



東京都が起債にて準備

薬品、診療材料等、光熱水費、その他委託料全般

運営期間中に支払う(固定額 + 出来高)

C: 経営支援報酬

サービスプロバイダー業務(経営支援機能、情報システム統括機能)

運営期間中に支払う(固定額)